## 第4章 経過措置

- 1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院 基本料及び20対1入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関の うち医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2に規定する病院以外の病院である保 険医療機関においてのみ、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患 者について、当分の間、算定できるものとする。
- 2 平成30年9月30日までの間における区分番号A000の注2については、「400以上」とあるのは、「500以上」、区分番号A000の注3、区分番号A002の注2及び注3並びに区分番号C012の注1から注3までについては、「400床」とあるのは、「500床」とする。
- 3 第1章の規定にかかわらず、区分番号A101の注11及び注12に規定する診療料は、平成32年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
- 4 平成31年3月31日までの間における区分番号A206の注2については、「400床」とあるのは、「500床」とする。
- 5 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第43号)による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一区分番号A245の1のロ又は2のロの規定については、平成30年3月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている保険医療機関(許可病床数が200床以上の病院に限る。)については、平成31年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「170点」とあるのは「200点」、「180点」とあるのは「210点」とする。
- 6 旧算定方法別表第一区分番号A300の注3及び注4の規定については、平成30年3月31日に おいてこれらの規定に基づく届出を行っている保険医療機関については、平成31年3月31日まで の間に限り、なお従前の例による。
- 7 第2章第2部第2節第1款の通則1及び2の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間に限り、区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料及び区分番号C119に掲げる在宅経肛門的自己洗腸指導管理料を算定すべき指導管理を同一患者につき行った場合は、それぞれ月1回に限り所定点数を算定する。
- 8 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成32年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
  - イ 区分番号D006の2に掲げるトロンボテスト
  - ロ 区分番号D006-3の2に掲げるmRNA定量(1以外のもの)
  - ハ 区分番号D007の9に掲げるムコ蛋白
  - ニ 区分番号D007の24に掲げる膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)
  - ホ 区分番号D009の6に掲げる前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)
- 9 第2章の規定にかかわらず、区分番号H001の注4の後段及び注5、H001-2の注4の後段及び注5並びにH002の注4の後段及び注5に規定する診療料は、平成31年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。